



事 務 連 絡  
平成29年12月 1日

都道府県労働局総務部（労働保険徴収部）  
労働保険徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局  
労働保険徴収課長補佐（業務担当）

### 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率について

標記については、特別加入の前提となる一括有期事業の主たる事業の労災保険率を適用することとされているが、その「主たる事業」の解釈については、一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類とする場合のほか、一括有期事業の概算・確定の年度毎に賃金総額が最も大きい事業の種類を選択する場合の二通りの運用があり、労働局間において差異が見受けられたことから、斉一性を図るため、今後下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

### 記

- 1 建設事業に係る中小事業主等特別加入者に適用する労災保険率については、特別加入の前提となる一括有期事業の保険関係について登録されている主たる事業の種類による保険料率とする。
- 2 一方で、主たる事業は状況に応じて変化し得るものであることから、原則として、一括有期事業の確定申告において賃金総額が最も大きい事業の種類を、翌年度（確定の次年度。以下同じ。）以降の主たる事業の種類とすること。ただし、翌年度以降は、すでに登録されている事業の種類が主たる事業の種類となることが明らかに見込める場合は、この限りではないこと。  
主たる事業の種類の変更については、年度更新時等において「名称・所在地等変更届」（様式第2号）の届出を求めることにより行い、翌年度の初日を変更年月日として、翌年度以降の保険料申告（概算を含む）においては変更後の主たる事業の種類による保険料率を用いること。